

木更津市介護保険運営協議会
木更津市地域密着型サービス事業所部会

地域密着型サービス事業者の指定について（部会資料）

事業者名：株式会社ヤックスケアサービス

事業所名：ヤックスデイサービス木更津羽鳥野

サービスの種類：地域密着型通所介護

目 次

1	指定申請書	1 頁
2	勤務形態一覧表	3 頁
3	平面図	6 頁
4	施設写真	8 頁
5	運営規程	16 頁

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所

指定申請書

令和 6 年 11 月 8 日

木更津市長殿

所在地 千葉県千葉市中央区問屋町1-35

申請者 名称 株式会社ヤックスケアサービス

代表者職名・氏名 代表取締役 末 祐一郎

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		法人番号		1 0 4 0 0 0 1 0 0 7 5 5 1									
申請者	フリガナ	カブシキガイシャヤックスケアサービス											
	名 称	株式会社ヤックスケアサービス											
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 260 - 0025) 千葉県 都 道 千葉 市 区 中央区問屋町1-35 府 県 町 村											
	連絡先	電話番号	043-248-0810 (内線)				FAX番号	043-248-0811					
		Email	soumul@care-yacs.co.jp										
	法人等の種類	営利法人											
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	スエ ユウイチロウ				生年	月 日				
	氏名	末 祐一郎				月 日							
代表者の住所	(郵便番号 -) - - - - -												
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に☐													
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に☑	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式						
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表第二号(二)						
		認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)						
		小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)						
		認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)						
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表第二号(八)						
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表第二号(九)						
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表第二号(一)						
		複合型サービス					付表第二号(十)						
		地域密着型通所介護	☑	○		令和7年1月1日	付表第二号(三)						
	居宅介護支援事業						付表第二号(十一)						
	介護予防支援事業						付表第二号(十二)						
	サ介護地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)						
介護予防小規模多機能型居宅介護						付表第二号(六)							
介護予防認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)							
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)											
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)											

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号	10400-01-007551							
	フリガナ	ヤックスデイサービスキサラツハトリノ							
	名称	ヤックスデイサービス木更津羽鳥野							
	所在地	(郵便番号 292 - 0819) 千葉 都 道 木更津 市 区 羽鳥野6-21-5 町 村							
	連絡先	電話番号	0438-97-7266 (内線)		FAX番号	0438-97-7267			
管理者	フリガナ	[REDACTED]		住所	(郵便番号 [REDACTED] - [REDACTED])				
	氏名	[REDACTED]							
	生年月日	[REDACTED]							
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入) ☐	生活相談員							
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、 所在地	ヤックスデイサービス木更津江川 木更津市江川544-16				事業所番号	1277400089	
		兼務先のサービス種類、兼務する職種及び勤務時間等 生活相談員 8:00～17:00							
	共生型サービスの該当有無 ☐ 有 ☒ 無								
サービス提供単位1	◎設備に関する基準の確認に必要な事項 食堂及び機能訓練室の合計面積 102.67 m ² 利用定員(同時利用) 18 人								
	◎火災に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)	1	1			1	1	
	非常勤(人)			3					
	◎設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
		○	○	○	○	○	○	○	○
	その他(年末年始休日等)		1/1～1/3						
営業時間	曜日ごとに異なる場合記入:		9 : 00 ~ 17 : 00						
	平日	:							
	土曜日・祝日	:							
サービス提供時間		9 : 15 ~ 16 : 30							
利用定員		18 人							
添付書類		平面図							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は次頁の記入欄不足時の書類を添付してください。
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 3 機能訓練指導員については、生活相談員、看護職員又は介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する従業者も含めて記載してください。
 5 サービス提供時間は、送迎時間を除きます。

160時間/月

1

時間 7.25

[illegible]

《要提出》

■シフト記号表（勤務時間帯）

※24時間表記 休憩時間1時間は「1:00」、休憩時間45分は「00:45」と入力してください。

勤務時間			サービス提供時間		サービス提供時間内の勤務時間		自由記載欄
No	記号	始業時刻	終業時刻	うち、休憩時間	勤務時間	勤務時間	
1	a	8:30	17:30	(1:00)	8	9:15 ~ 16:30	
2	b	9:15	16:30	(1:00)	6.25	9:15 ~ 16:30	
3	c	10:00	12:00	(0:00)	2	10:00 ~ 12:00	
4	d			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
5	e			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
6	f			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
7	g			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
8	h			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
9	i			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
10	j			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
11	k			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
12	l			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
13	m			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
14	n			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
15	o			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
16	p			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
17	q			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
18	r			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
19	s			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
20	t			(0:00)	0	0:00 ~ 0:00	
21	u			(1.75)	1.75		
22	v			(2)	2		
23	w			(0.5)	0.5		
24	x			(3)	3		
25	y			(0.25)	0.25		
26	z			(7.25)	7.25		管理者
27	休			(0)	0		休日
28	-						
29	-						
30	-						

- ・職種ごとの勤務時間を「○：○○～○：○○」と表記することが困難な場合は、No21～30を活用し、勤務時間数のみを入力してください。
- ・No1～20は始業時刻・終業時刻・休憩時間等を入力すると勤務時間数が計算されますが、入力の補助を目的とするものですので、結果に誤りがないかご確認ください。
- ・シフト記号が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

- ・シフト記号は、適宜、使いやすい記号に変更していただいて構いません。
- ・地域密着型通所介護における「確保すべき従業者の勤務延長時間」には、「最低限確保すべきとされている程度の休憩時間は含めて差し支えない」としており、「サービス提供時間内の勤務時間」の計算にあたってその休憩時間を差し引く必要はないのでご注意ください。（上記「U」列）

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成24年3月16日)

問63 通所介護において、確保すべき従業者の勤務延長時間は、実労働時間が算入できないのか。休憩時間はどのように取扱うのか。

(答) 労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延長時間に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、居宅基準第93条第3項を満たす必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一斉に休憩を取ることがないようすること。また、介護職員が常時1名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（居宅基準第93条第1項第1号の生活相談員又は同項第2号の看護職員）が配置されていれば、居宅基準第93条第3項の規定を満たすものとして取り扱って差し支えない。

このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することを可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護（療養通所介護は除く）に限って認められるものである。

なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、休憩時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。認知症対応型通所介護についても同様の考え方とする。

X1

X2

X3

5,200		6,110		8,410	
1,330	5,130	4,620	400		
155	6,305	2,300	520	2,200	

Y5

Y4

Y3

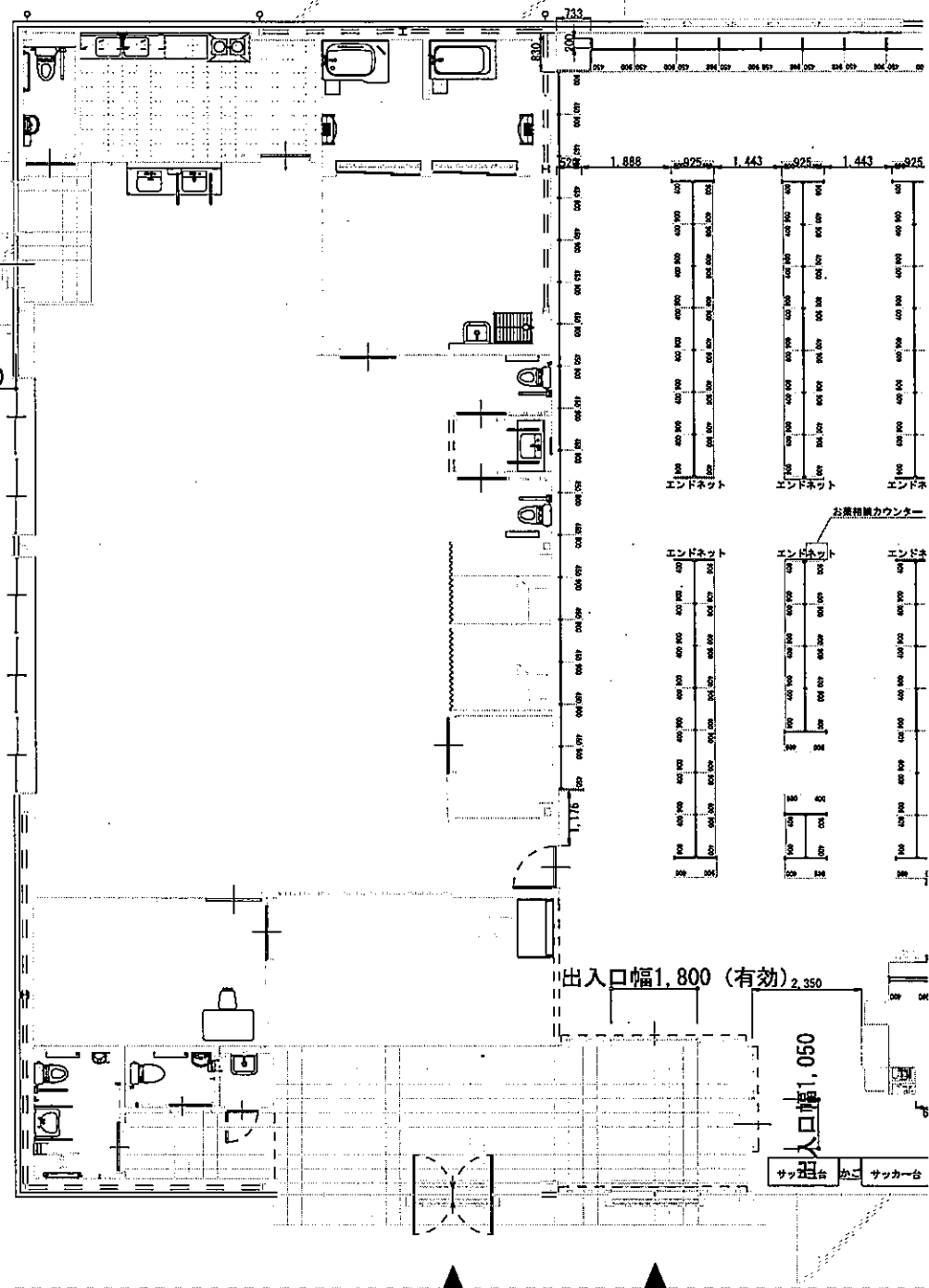
Y2

Y1

Y0

25,000		5,015		6,140	
8,180	3,160	11,580	4,130	2,900	
1,810	1,420	1,395	3,830	3,045	155
155	6,235	1,605	2,290	1,845	1,400
		1,845	1,845	1,845	1,400
		2,290	1,845	1,845	1,400
		1,605	2,290	1,845	1,400
		1,845	1,845	1,845	1,400
		11,580	4,130	2,900	
		5,015	6,140	2,900	
		8,180	3,160	11,580	
		1,810	1,420	1,395	3,830
		155	6,235	1,605	2,290
				1,845	1,400
				2,290	1,845
				1,605	2,290
				1,845	1,400
				11,580	4,130
				5,015	6,140
				8,180	3,160
				1,810	1,420
				155	6,235
					1,605
					2,290
					1,845
					1,400

2,000



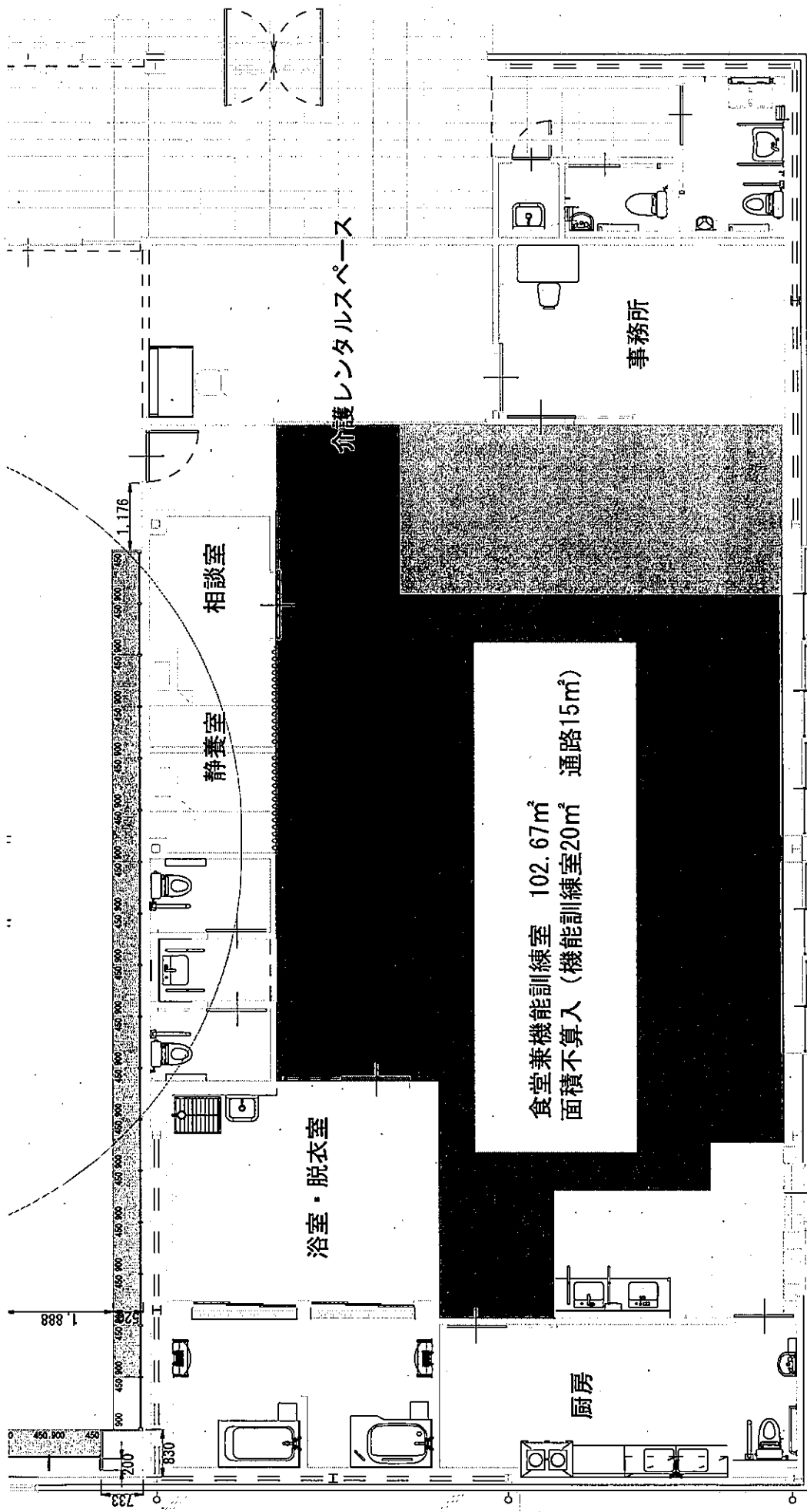
出入口幅1,800 (有効) 2,350

出入口幅1,050

サッカースタジアム

出入口幅1,700 出入口幅1,800

2,230	2,000	1,150	3,900	2,200	
5,380			6,100	4,080	
5,200			6,110	8,410	



介護レンタルスペース

事務所

相談室

静養室

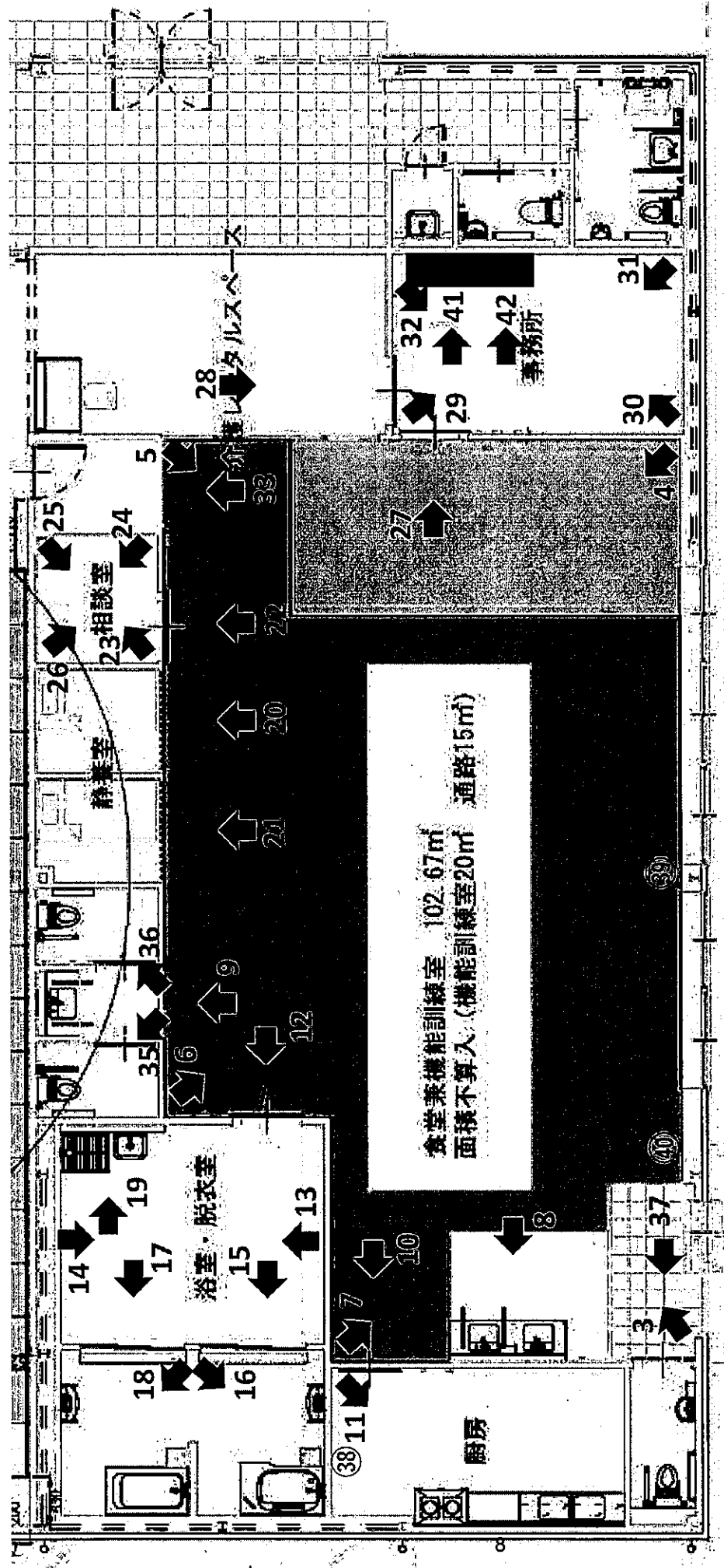
浴室・脱衣室

厨房

食堂兼機能訓練室 102.67㎡
面積不算入 (機能訓練室20㎡ 通路15㎡)

ピンク	フロアー	102.67㎡
イエロー	通路	15.00㎡
ブルー	機能訓練スペース	20.00㎡
合計		137.67㎡

34



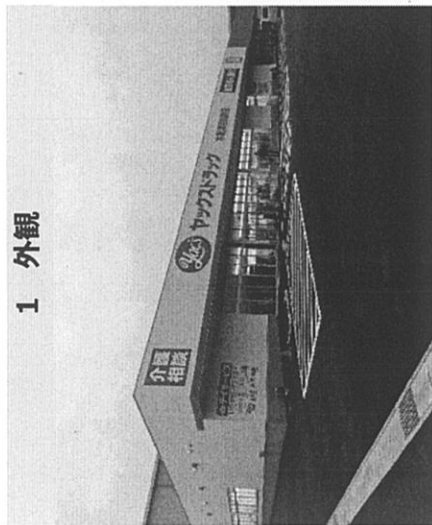
1

2

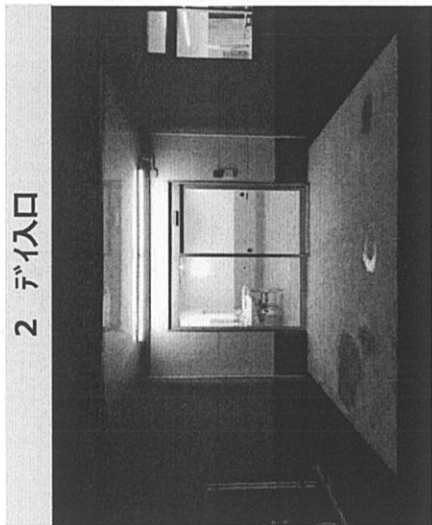
- 1 外観
 2 入口
 3 707-1
 4 707-2
 5 707-3
 6 707-4
 7 707-5
 8 手指洗浄場1
 9 手指洗浄場2
 10 厨房入口
 11 厨房全体
 12 脱衣室入口
 13 脱衣室1
 14 脱衣室2
 15 浴室1入口
 16 浴室1全体
 17 浴室2入口
 18 浴室2全体
 19 SK
 20-1 静養室1 カテン開
 20-2 静養室1 カテン閉
 21-1 静養室2 カテン開
 21-2 静養室2 カテン閉
 22 相談室入口
 23 相談室1
 24 相談室2
 25 相談室3
 26 相談室4
 27 事務所入口1
 28 事務所入口2
 29 事務所1
 30 事務所2
 31 事務所3
 32 事務所4
 33 店舗ド7 (内)
 34 店舗ド7 (外)
 35-1 101入口から斜
 35-2 101全体
 36-1 102入口から斜
 36-2 102全体
 37 103入口・全体
 38 消火器1
 39 消火器2
 40 火災報知器
 41-1 書庫1
 41-2 書庫1 (鍵)
 42-1 書庫2
 42-2 書庫2 (鍵)

	椅子	テーブル	机
食堂兼機能訓練室	18	5	0
事務所	3	1	1
相談室	2	1	0

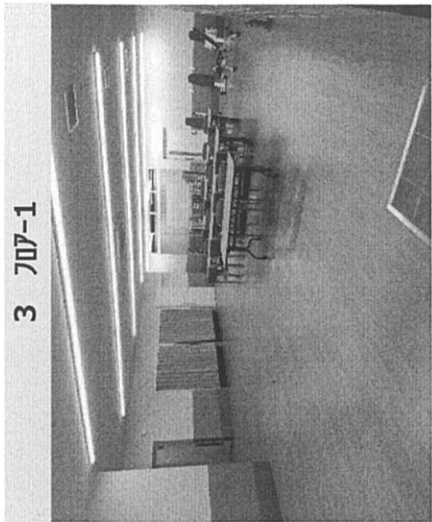
1 外観



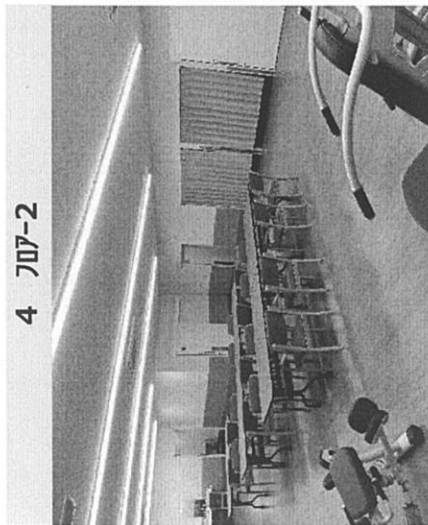
2 デイ入口



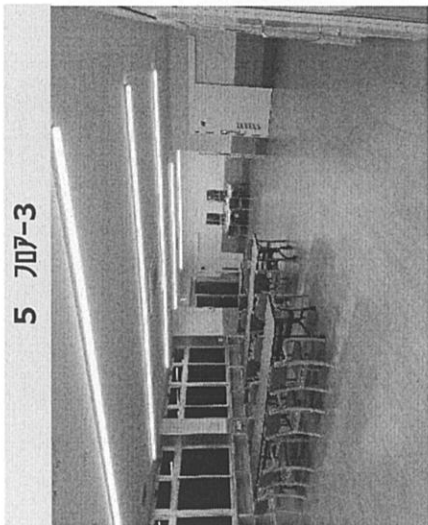
3 707-1



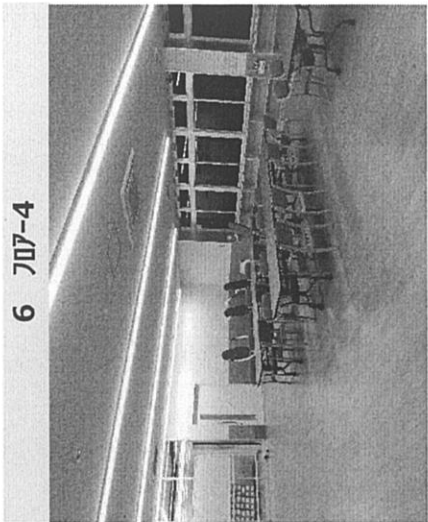
4 707-2



5 707-3



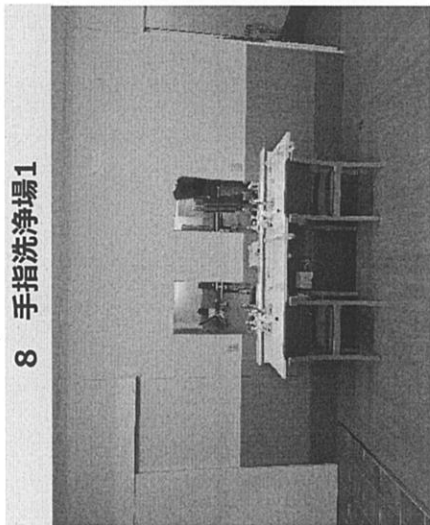
6 707-4



7 707-5



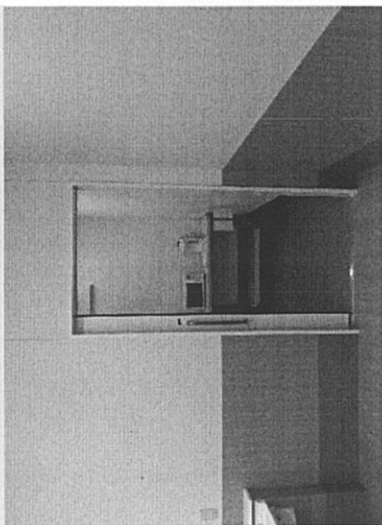
8 手指洗浄場1



9 手指洗浄場2



10 厨房入口



11 厨房全体



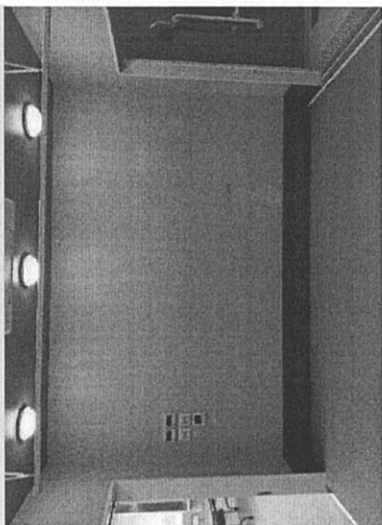
12 脱衣室入口



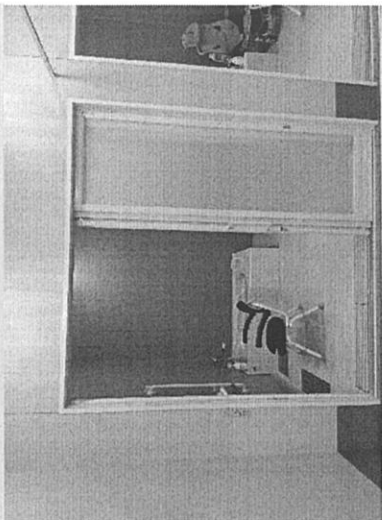
13 脱衣室1



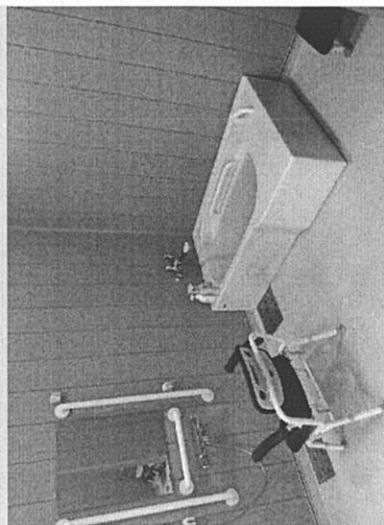
14 脱衣室2



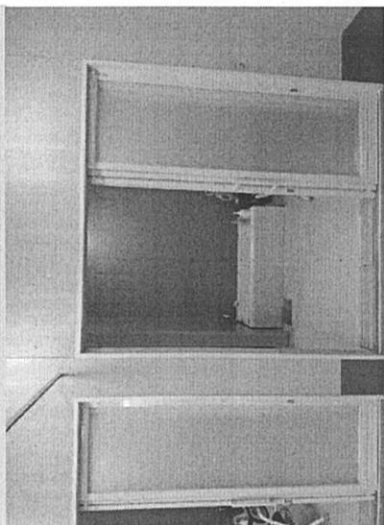
15 浴室1入口



16 浴室1全体



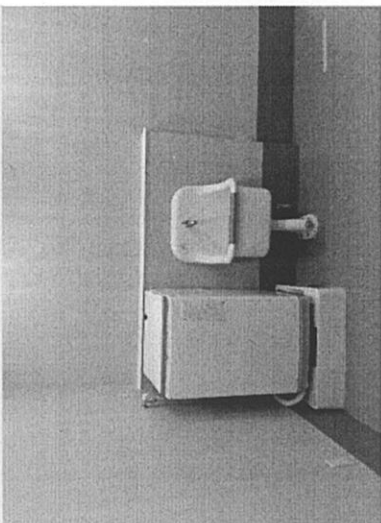
17 浴室2入口



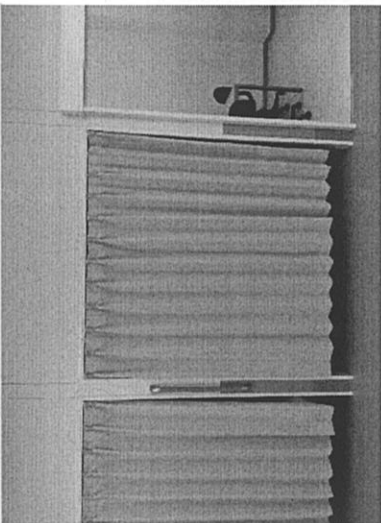
18 浴室2全体



19 SK



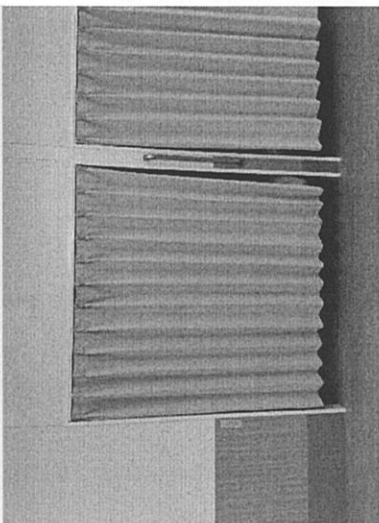
20-1 静養室1カーテン閉



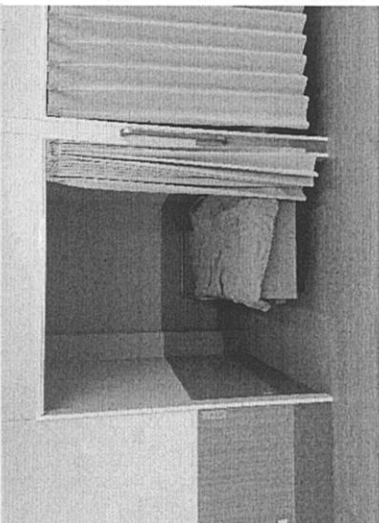
20-2 静養室1カーテン開



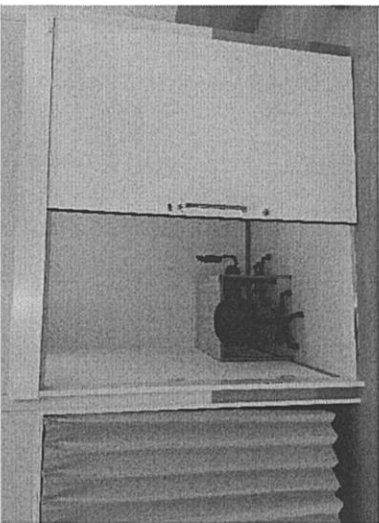
21-1 静養室2カーテン閉



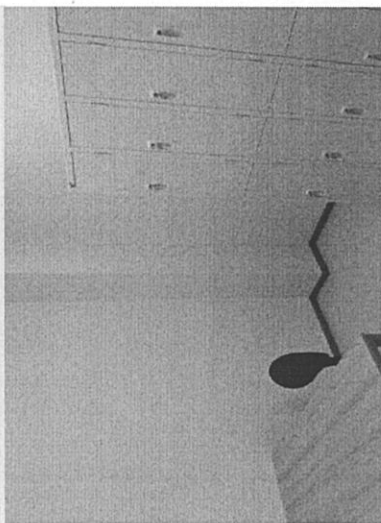
21-2 静養室カーテン開



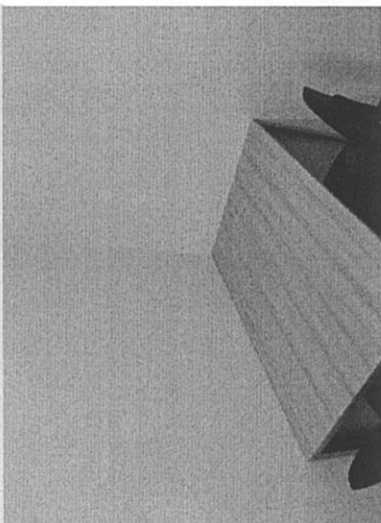
22 相談室入口



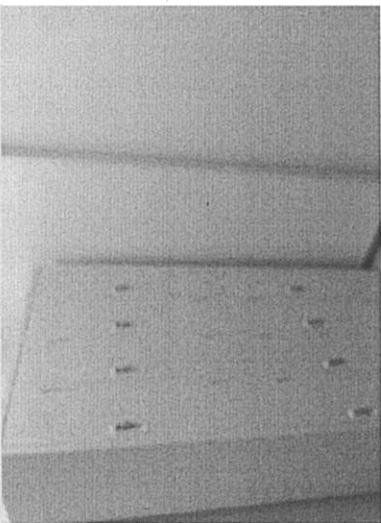
23 相談室1



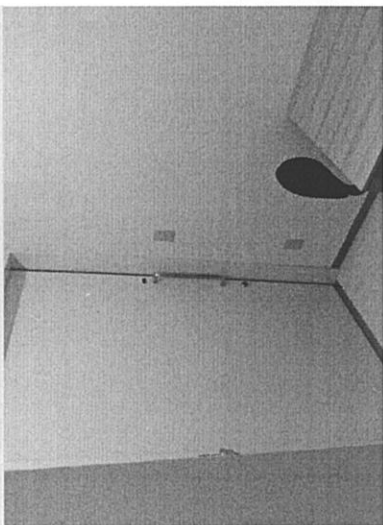
24 相談室2



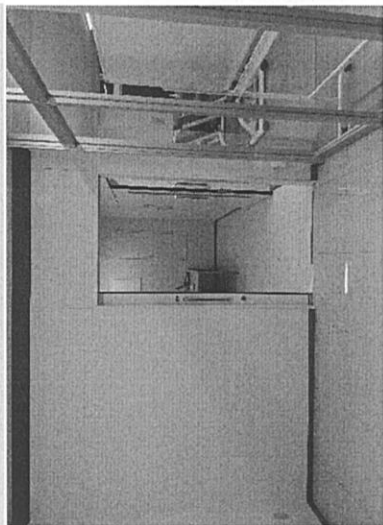
25 相談室3



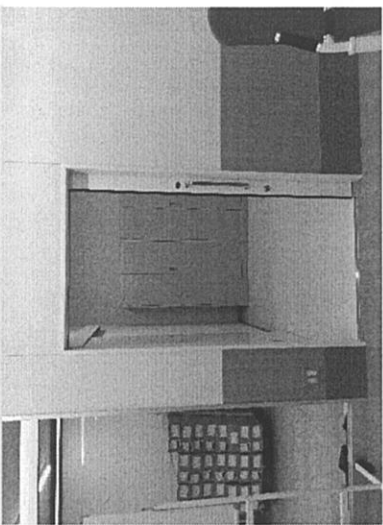
26 相談室4



27 事務所入口1



28 事務所入口2



29 事務所1



30 事務所2



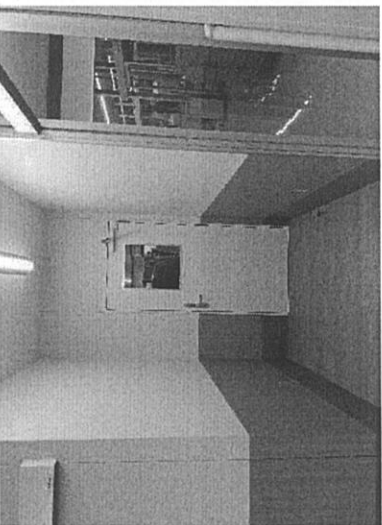
31 事務所3



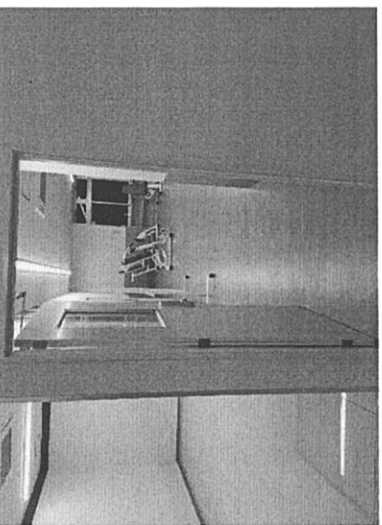
32 事務所4



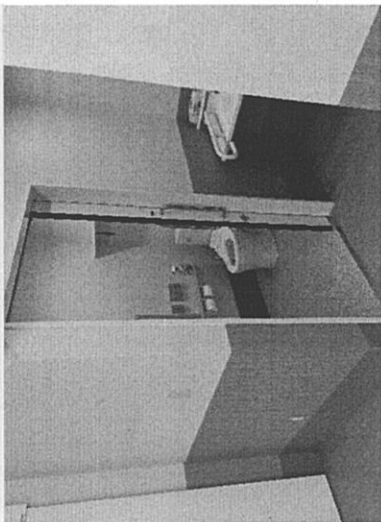
33 店舗17 (内)



34 店舗17 (外)



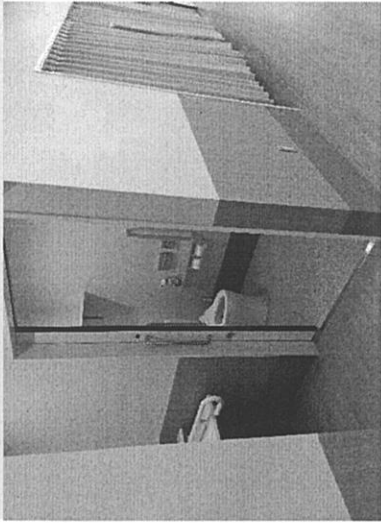
35-1 トイレ1入口から斜



35-2 トイレ1全体



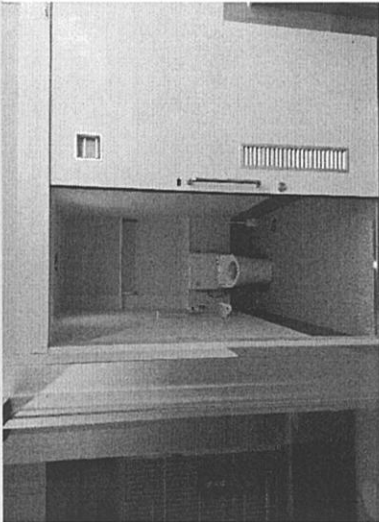
36-1 トイレ2入口から斜



36-2 トイレ2全体



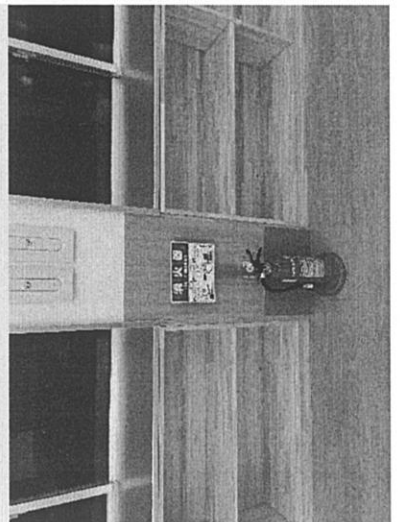
37 トイレ3入口・全体



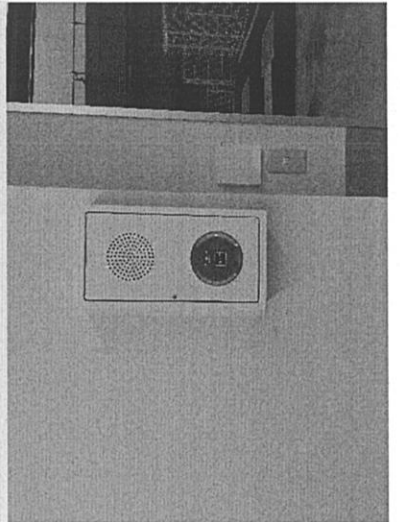
38 消火器1



39 消火器2



40 火災報知器



41-1 書庫1



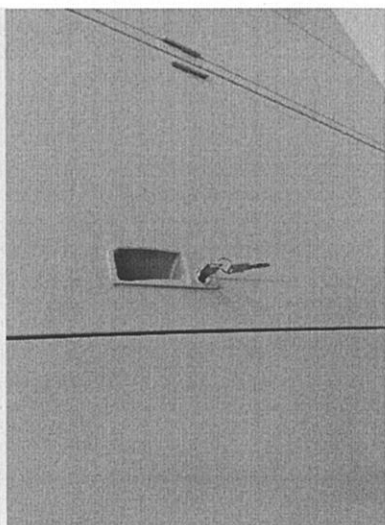
42-2 書庫 (鍵)



42-1 書庫2



41-2 書庫1 (鍵)



ヤックスデイサービス木更津羽鳥野
運 営 規 程
(地域密着通所介護・通所型サービス)

(事業の目的)

第1条 株式会社ヤックスケアサービスが開設する、ヤックスデイサービス木更津羽鳥野（以下、「事業所」という。）が行う地域密着通所介護及び通所型サービスの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護状態（通所型サービスにあっては要支援状態）にある高齢者に対し適正な地域密着型通所介護及び通所型サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着通所介護事業所の従業者は、要介護者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活の援助および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 通所型サービスの事業の提供にあたっては、事業所の従業者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を計り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称および事業所の所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヤックスデイサービス木更津羽鳥野
- (2) 所在地 千葉県木更津市羽鳥野 6-21-5

(職員の種類、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理、処遇の企画や実施及び事業実施状況の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（サービス提供時間帯を通じて専従）
利用者の生活相談を行う。
- (3) 介護職員 1. 6名以上（サービス提供時間帯を通じて専従）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上(営業日ごとに)
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上(営業日ごとに)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日、及び祝日とする。
ただし、建物等の管理の都合で臨時休業する場合がある。

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。
(送迎時間を除く)
- (4) 休業日 日曜日及び1月1日～1月3日とする。

(利用人員)

第6条 事業所でサービスを受ける者の定員を一日18人とする。

(サービスの内容及び利用料その他費用の額)

第7条 サービスの内容はつぎのとおりとし、サービスの提供をした場合の利用料金の額は、厚生労働大臣または市区町村長が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 生活指導 | 5. 健康チェック |
| 2. 機能訓練 | 6. 送迎 |
| 3. 養護 | 7. 入浴サービス |
| 4. 家族介護者教室 | 8. 給食サービス |

2 前項の支払を受ける額のほか、別紙重要事項説明書に記したサービスの提供に必要な費用の額を利用者から受ける事が出来る。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は、その介護者に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、木更津市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は施設内で、つぎの行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

2 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のための機能訓練器具などを利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

3 食事、入浴等についても、同様の扱いとする。

(損害賠償)

第10条 利用者は故意または過失によって施設（備品及び設備）に損害を与え又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を賠償し、又は現状に回復しなければならない。

2 当事業所の過失により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(緊急時等における対処方法)

第11条 事業所の従業者は、サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常その他急迫事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策を立て、定期的に避難訓練を行い、周知徹底を図るものとする。

(掲示)

第13条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制を掲示する。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(地域との連携等)

第15条 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。

4 会議の内容は事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。また、利用者に対するサービスを提供した際には、その提供日・内容、当該サービス等について、介護保険法ならびに関係法令の規定により、利用者に関する諸記録を整備し、契約終了日より5年間保存する。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び採った処置について記録し保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行う。

(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。

3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(衛生管理)

第19条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、従業員の質的向上を図る為に研修を次の通り設けるとし、業務体制を整備する。

・採用時研修 採用後、1か月以内

・継続研修 年4回

2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ヤックスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月1日より施行する。

地域密着型通所介護利用料金（概算）一覧

令和7年1月より
(別紙)

※下記金額は地域区分 6級地 の単価 10.27 を乗じた額となります

要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	3時間以上 4時間未満	416単位	4,272円	428円	855円	1,282円
要介護2		478単位	4,909円	491円	982円	1,473円
要介護3		540単位	5,545円	555円	1,109円	1,664円
要介護4		600単位	6,162円	617円	1,233円	1,849円
要介護5		663単位	6,809円	681円	1,362円	2,043円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	4時間以上 5時間未満	436単位	4,477円	448円	896円	1,344円
要介護2		501単位	5,145円	515円	1,029円	1,544円
要介護3		566単位	5,812円	582円	1,163円	1,744円
要介護4		629単位	6,459円	646円	1,292円	1,938円
要介護5		695単位	7,137円	714円	1,428円	2,142円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5時間以上 6時間未満	657単位	6,747円	675円	1,350円	2,025円
要介護2		776単位	7,969円	797円	1,594円	2,391円
要介護3		896単位	9,201円	921円	1,841円	2,761円
要介護4		1,013単位	10,403円	1,041円	2,081円	3,121円
要介護5		1,134単位	11,646円	1,165円	2,330円	3,494円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6時間以上 7時間未満	678単位	6,963円	697円	1,393円	2,089円
要介護2		801単位	8,226円	823円	1,646円	2,468円
要介護3		925単位	9,499円	950円	1,900円	2,850円
要介護4		1,049単位	10,773円	1,078円	2,155円	3,232円
要介護5		1,172単位	12,036円	1,204円	2,408円	3,611円
要介護区分	提供時間	単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7時間以上 8時間未満	753単位	7,733円	774円	1,547円	2,320円
要介護2		890単位	9,140円	914円	1,828円	2,742円
要介護3		1,032単位	10,598円	1,060円	2,120円	3,180円
要介護4		1,172単位	12,036円	1,204円	2,408円	3,611円
要介護5		1,312単位	13,474円	1,348円	2,695円	4,043円
加算および減算項目		単位数	給付額	1割負担	2割負担	3割負担
地域通所介護入浴介助加算(Ⅰ)		40単位	410円	41円	82円	123円
地域通所介護入浴介助加算(Ⅱ)		55単位	564円	57円	113円	170円
地域通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		56単位	575円	58円	115円	173円
地域通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		76単位	780円	78円	156円	234円
地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		20単位/月	205円/月	21円/月	41円/月	62円/月
地域通所科学的介護推進体制加算		40単位/月	410円/月	41円/月	82円/月	123円/月
地域通所介護同一建物減算		-94単位	-965円	-97円	-193円	-290円
地域通所介護送迎減算		-47単位	-482円	-49円	-97円	-145円
地域通所介護サービス提供体制強化加算Ⅰ		22単位	225円	23円	45円	68円
地域通所介護サービス提供体制強化加算Ⅱ		18単位	184円	19円	37円	56円
地域通所介護サービス提供体制強化加算Ⅲ		6単位	61円	7円	13円	19円
その他利用料金及び加算項目		利用料金及び加算額				
食材料費		1食あたり680円				
オムツ代		1枚あたり、Lサイズ140円、Mサイズ120円、 Sサイズ100円、パッド50円				
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の9.2%加算				
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の9.0%加算				
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の8.0%加算				
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の6.4%加算				

※実際の金額は一月に要した単位数の合計に地域加算を乗じた額となります。

加算の概要について

加算項目	内容
地域通所介護入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行った場合 ※入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと
地域通所介護入浴介助加算(Ⅱ)	医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 ・利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。 ・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行っている場合
地域通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、他職種が共同で個別機能訓練計画書を利用者ごとに作成した上で、当該計画に基づき、生活機能向上(トイレに行く、自宅のお風呂に1人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等)を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を行っている場合
地域通所介護個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	イに加えて専従で機能訓練指導員を1名以上配置する。(配置時間の定めなし)
地域通所介護個別機能訓練加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること(LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用)
科学的介護推進体制加算	すべての利用者に係るデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組
地域通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
地域通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合

地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ 地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ	○全サービス提供加算共通 ・人員基準を満たしていること ・定員超過がないこと ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上であること。 ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上であること。 ○地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ 介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上、もしくは勤続7年以上の者が30%以上であること。
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅰ 地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅱ 地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ 地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護人材の職場の定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、昇給と結びついた形でキャリアアップの仕組みの構築を促すため、処遇改善やキャリアアップのための計画など、ⅠからⅣに応じた所定の要件を満たした場合に限り基本料金+各種加算の合計単位数に左記項目ごとの割合を乗じた単位数に対し、地域加算を乗じた金額のうち介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」欄に記載されている負担割合に応じた金額を算出。